

徳島市給与支給明細書及び給与袋広告掲載要領

(趣旨)

第1条 本市の給与支給明細書及び給与袋（以下「明細書等」という。）に掲載する広告の取扱いについては、徳島市民間広告事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）その他別に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(広告主の募集)

第2条 明細書等において広告をする者（以下「広告主」という。）は、公募するものとする。

2 前項に規定する公募は、本市のホームページその他本市の広報媒体により周知するものとする。

(広告掲載申込書)

第3条 明細書等への広告の掲載を希望する者は、徳島市給与支給明細書及び給与袋広告募集要項の定めるところにより、次の各号に掲げる広告媒体の区分に応じ当該各号に定める申込書を提出しなければならない。

(1) 給与支給明細書 徳島市給与支給明細書広告掲載申込書

(2) 給与袋 徳島市給与袋広告掲載申込書

2 前項に規定する申込書を提出した者（以下「応募者」という。）は、本市が必要と認めるときは、広告主の選定に必要な資料を提出しなければならない。

(広告主の決定)

第4条 本市は、実施要綱に定める基準に適合する応募者のうち前条第1項に規定する申込書に最も高い広告掲載料希望金額（給与袋においては、最も高い広告掲載料希望金額及び2番目に高い広告掲載料希望金額）を記載したものを広告主の候補者（以下「広告主候補者」という。）として選定するものとする。

2 前項の場合において、広告主候補者となるべき者が2以上あるとき（給与袋においては、3以上ある場合において、2以上の広告掲載料希望金額が同額であるとき）は、くじにより、広告主候補者を選定するものとする。

3 前項のくじを行うべき場所及び期日は、本市が指定する。

4 第2項の場合において、前項の期日に出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これらの者に代わり、広告主候補者の選定に係る事務に関係のない職員にくじを引かせることができる。

5 本市は、広告主候補者を広告主として決定することについて、実施要綱に規定する徳島市広告審査委員会に諮り、その審査の結果に基づいて広告主を決定するものとする。

(広告主決定の通知)

第5条 本市は、前条の規定により広告主を決定したときは、当該広告主に対し、その旨を書面で通知するものとする。

2 前項の場合において、広告主として決定されなかった者に対してもその旨を書面で通知するものとする。

(承諾書の提出)

第6条 広告主は、本市が指定する期日までに、別に定める承諾書を本市に提出しなければならない。

(広告掲載料)

第7条 広告主は、本市が指定する期日までに、広告掲載料を一括して本市に支払わなければならない。

(明細書等の仕様及び掲載広告の基準)

第8条 明細書等の仕様は、仕様書のとおりとする。

2 明細書等に掲載する広告は、実施要綱に定める基準に適合するものでなければならない。

(原稿の作成)

第9条 広告主は、明細書等を新たに作成するとき又は給与支給明細書を変更するときは、本市が指定する期日までに、明細書等の原稿を作成して本市に提出しなければならない。

2 本市は、前項又は次項の規定により提出された原稿を確認し、必要と認めるときは、広告主に対し、所要の修正を指示することができる。

3 広告主は、前項の規定による指示があったときは、再度原稿を作成して本市に提出しなければならない。

4 広告主は、第1項又は前項に規定する原稿の作成に要する費用を負担しなければならない。

(給与支給明細書の納入)

第10条 広告主は、仕様書に定める枚数の給与支給明細書を作成し、給与支給明細書の配付日の20日前までに、本市が指定する場所へ納入しなければならない。

2 給与支給明細書の作成に要する費用は、広告主が負担するものとする。

(本市の都合による給与支給明細書の追加納入)

第11条 本市は、本市の都合により緊急の必要があるときは、広告主に対し、2日以内の期限を指定して給与支給明細書を追加納入するよう指示することができる。

2 広告主は、前項の指示があったときは、給与支給明細書の納入に関する契約を本市との間に締結し、当該契約で定めるところにより、本市に給与支給明細書を納入するものとする。

3 前項の場合において、当該契約で定める給与支給明細書の1枚の単価は、5円を超えない範囲内の額とする。

(広告主の責任等)

第12条 明細書等に掲載する広告の内容につき第三者との間に紛争を生じた場合は、広告主の責任において処理しなければならない。

2 明細書等に掲載する広告の内容につき第三者に及ぼした損害について、本市が当該損害の賠償をしなければならないときは、広告主が当該賠償の額を負担しなければならない。

(広告掲載の取下げ)

第13条 広告主は、書面により広告掲載の取下げをすることができる。

2 前項の規定による取下げがあったときは、広告掲載料を返還しない。

(広告主決定の取消し又は広告掲載の中止)

第14条 本市は、広告主が次の各号のいずれかに該当するときは、広告主の決定を取り消し、又は明細書等への広告の掲載を中止することができる。

(1) 第7条の規定により広告掲載料を支払わないとき。

(2) 第9条の規定により原稿を提出しないとき。

(3) 第11条の規定により給与支給明細書を納入しないとき。

(4) 広告主として不適当であると認める事実があるとき。

(5) 前各号に定めるもののほか、この要領又は実施要領の規定に違反したとき。

2 前項の規定により広告主の決定を取り消し、又は明細書等への広告の掲載を中止した場合は、本市は、広告掲載料を返還しない。

3 第1項の規定により広告主の決定を取り消し、又は明細書等への広告の掲載を中止したことにより広告主に損害が生じた場合は、本市は、その損害を賠償する責めを負わない。

(損害賠償の予定)

第15条 第13条第1項の規定による取下げがあった場合、前条の規定により広告主の決定を取り消し、又は明細書等への広告の掲載を中止した場合その他広告主の責に帰すべき事由により広告主が納入すべき給与支給明細書を本市が使用することができない場合において、本市が明細書等を別に作成しなければならないときは、当該作成に要する費用の額は、広告主が負担しなければならない。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年7月5日から施行する。